

令和7年度第2回茂原市子ども・子育て審議会 会議録

日 時	令和8年1月26日(月) 13:30~14:50
会 場	茂原市役所 市民室
出席委員	中田会長、山本副会長、益子委員、中山委員、篠田委員、齋藤委員、藤竿委員、佐野委員、瀬戸委員、河野委員、鬼島委員、關委員
関係課	佐久間教育部長、新木教育部次長兼教育総務課長、佐藤学校教育課長、岩瀬生涯学習課長、鵜澤学校教育課主幹、山田学校教育課学務係長、篠崎保育課長、麻生保育課長補佐、熊谷保育課保育所係長、紺野保育課学童保育係長
事務局	佐久間福祉部長、鬼島福祉部次長兼社会福祉課長、丸子育て支援課長、荒谷子育て支援課主幹兼こども家庭センター長、関谷子育て支援課長補佐、安藤子育て支援課副主幹兼子育て支援係長、高橋主事
傍聴者	1名
配布資料	
	・資料1 第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画の変更について
	・資料2 第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画 代用計画
	・資料3 第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画 代用計画
	・資料4 病児・病後児保育事業について
	・資料5 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

会議次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事
- 4 報 告
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

会議要旨

(議事)

第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画の変更について

<事務局から、資料1、2、3、5に基づき説明>

(議長)

ありがとうございました。

子ども・子育て支援法の改正と児童福祉法の改正によって、子ども・子育て支援事業計画を変更する必要があると、国の基準に沿って、「代用計画」を策定し、中間年の見直しで、正式に変更を位置づけるという趣旨のご説明をいただきました。

委員の皆さん、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

(委員)

資料をいただき、説明を聞いたうえで、よく分からなかった点について、質問させていただきます。

一つ目は、「乳児等通園支援事業」は、鶴枝保育所で令和8年4月から開始予定で、満3歳以上限定小規模保育事業は、今のところ事業者がないので4月から開始できないという解釈でよろしいでしょうか。

もう一つは、資料3の「乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行」という、「事業」から「施設」への移行について詳しく教えていただきたいです。

(議長)

よろしいですか。それでは、確認したい点と質問について、事務局お願いいたします。

(事務局)

小規模保育事業について、現在は1施設で0歳から2歳児の保育を行っています。

満3歳以上限定小規模保育事業については、手を挙げていただいた事業者はありませんでしたので、4月からの開始ができない状況です。

(議長)

はい。では、もう一点について、お願いいたします。

(事務局)

2点目について、「乳児等通園支援事業」は3歳未満を対象としています。そのため、3歳以降については、次の施設として、「教育・保育施設」への接続をすることになります。

国から示されている基本指針において、子ども・子育て支援事業計画にそういった接続についてを記載することが必須事項となっておりますので、今回、代用計画を定めるものになります。

(議長)

よろしいですか。はい。ありがとうございました。

他に、御質問、御意見ございますか。お願いいたします。

(委員)

「満3歳以上限定小規模保育事業」について、手を挙げる事業者がいなかったとの

ことですが、どのように募集したのかお伺いしたいです。

(議長)

事務局お願いいたします。

(事務局)

どのように募集を行ったかとのことですが、現在、小規模保育事業を実施している事業者にお伺いをしたところ、「満三歳以上限定小規模保育事業」の実施は難しいとの回答でした。

(委員)

他に声はかけていないということですか。

(事務局)

はい。

小規模保育事業は現在、市内に一家所あり、そちらに確認をとったのみになります。

(議長)

よろしいですか。

一般公募ではなく、実施している施設に、さらに事業拡大できるか確認をとったということでもよろしいですか。

他に御質問、御意見はございますか。

(委員)

「満三歳以上限定小規模保育事業」について、教えていただきたいです。

3歳以上については、保育所等で受入れができると思うのですが、あえてこれを作る茂原市としての需要があるのでしょうか。

(議長)

事務局お願いいたします。

(事務局)

委員のおっしゃるとおり、3歳以上になりますと、幼稚園にも通うことができるようになります。

茂原市の需要としては、3歳以上でも待機になっている方がいる状況です。

また、0歳から2歳の小規模保育事業を実施していますが、そこが拡充すれば、同じ施設で引き続き預けることができると考えています。

(議長)

委員、いかがでしょうか。

(委員)

ということは、茂原市は待機児童が、現在いるということでしょうか。

(議長)

事務局、お願いいたします。

(事務局)

待機児童はゼロとなっておりますが、この「待機児童」は国の算定方法によるものになります。実際は、「私的待機」という、この園じゃなきゃ入りたくない等の理由で入園できない児童がいます。「私的待機」は、「待機児童」にはカウントされず、茂原市としては、待機児童ゼロという状況になります。

(委員)

ということは、業者としては、あまりうまみがないから、応募がないということですね。

(事務局)

小規模で0歳からみられるようになれば、利用希望者もいるかと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(議長)

よろしいですか。
他にございますか。

(委員)

1歳と5歳の子どもを育てているのですが、「満3歳以上限定小規模保育事業」について、対象が「満3歳から5歳」とのことですが、年長になったら違う園に移らなきゃいけないのでしょうか。

(事務局)

小規模保育事業は0歳～2歳までを預かることができ、その後は連携施設に移るか、他の施設に転園しています。「満3歳以上限定小規模保育事業」については、3歳以上についても預かることができるようになります。

(委員)

もし、その施設があれば、0歳から5歳まで預かることができるようになるということですか。

(事務局)

今後は、同じような施設で預かることができるようになります。

(委員)

3歳以上についても預かることができるようになるけど、茂原市は令和8年4月からはできないということですか。

(事務局)

現在は、認可外保育施設が近くにあるので、3歳以上については、そちらを利用することができます。

(委員)

現在は、小規模保育事業から認可外保育施設に引き継いで預けることができるとい

うことですね。私たち親としては、年齢で施設を分けちゃうと子どもたちも混乱するので、できるだけ同じ施設、同じ人に見ていただけると嬉しく思います。

あと、資料3の代用計画に「満3歳児クラスの活用」とありますが、どのように活用するのでしょうか。5歳の子どもを認定こども園に預けていますが、満3歳で預けるのは難しいと聞きます。また、兄弟姉妹で違う施設に預けるという話も聞きます。活用とはどのようにするのでしょうか。

(議長)

はい。事務局お願いします。

(事務局)

満3歳の誕生日が来た後については、幼稚園等に入園できるようになるので、幼稚園等の利用を進めていくことになります。

(委員)

今の回答だと納得できないと思うので、何を促進していくのか伺いたいです。

(事務局)

こども誰でも通園制度が0歳6か月から満3歳までを対象とした事業なので、その後の受け皿として、幼稚園や認定こども園の教育利用である満3歳クラスを活用していただきたいという趣旨になります。

(事務局)

こども誰でも通園制度については、所属がない0歳から3歳未満が対象になります。そのため、3歳以降は所属がなくなってしまうので、幼稚園や認定こども園を利用してもらうという点での促進となります。

(委員)

それは、3歳以上のどこにも所属していない子どもについて、こども誰でも通園制度のように幼稚園や認定こども園を活用するということですか。

(事務局)

5歳までどこにも所属がないまま小学校にあがる子どももいますし、家庭保育も大事だと思います。

子ども目線で、子どもがいっぱいいるような環境に慣れるためにも、こども誰でも通園制度は3歳未満で終わってしまいますので、3歳以上の所属として、幼稚園や認定こども園をすすめるということです。

(委員)

こども誰でも通園制度は国の事業で、全国的に実施される事業だと思うのですが、今おっしゃっていたのは、所属のない満3歳以上の子どもが、こども誰でも通園制度のように通える場を作るということですか。

(事務局)

満3歳以上の子どもが通える既存の施設の利用について、すすめるということです。

(委員)

こども誰でも通園制度は所属のない3歳未満の子どもが通える制度ですが、3歳以上の子どもについても通えるようにするということですか。

(事務局)

促進するという点について、こども誰でも通園制度は満3歳で終わってしまうので、その後、どの施設も利用しないという方もいるかと思いますが、そのような方にも幼稚園や認定こども園があることを伝え、所属がある状況を継続するために、既存の園を使ってほしいという趣旨になります。

(委員)

普通に3歳から5歳児として、既存の園に入園してもらうということですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

そういう意味での促進ということですね。

では、こども誰でも通園制度を延長させるという意味ではないということですね。茂原市独自で、こども誰でも通園制度のようなものを3歳以上にも実施するのかと受け取ってしまいました。

(事務局)

資料3の「満3歳児クラスの活用を促進」については、どの保育施設等にも通わせないという方もいらっしゃると思いますが、そういった家庭に、こども誰でも通園制度の対象外となる3歳以降について、既存の園等を活用してもらえようという趣旨になります。

(委員)

預けない選択をした家庭が、保育所や幼稚園に通わせずに家庭保育をしたいと思います。その家庭が、こども誰でも通園制度のように使えるものを設けるという話なのかと思ったのですが、そうではないということでしょうか。

(事務局)

3歳以上の所属になるように、促進していくという意味です。

(委員)

預けない選択肢を選んだ人が預けるように促進するということですか。

(事務局)

そういった意味も含めています。

(委員)

幼稚園に入ったほうが良いよってことですか。

(事務局)

家庭保育も大事だと思いますが、子ども目線でいうと、子どもがいっぱいいる環

境に慣れないまま就学するよりは、そういう環境を経験させるために、0歳から3歳未満はこども誰でも通園制度がありますが、3歳以降については、幼稚園等の入園を促進するという趣旨になります。

(委員)

市の施設や環境を使ってもらおうということですね。

「満3歳児クラスの活用」とありますが「満3歳児クラス」限定ということではないですね。

(事務局)

こども誰でも通園制度との切り替えの年齢ということで「満3歳児クラス」としています。

(委員)

「満3歳児クラスの活用」とあったので、枠を増やしたり、発達にあった遊びを取り入れたりして、子どもの環境をよりよくするという意味での促進ととらえてしまいました。

(事務局)

つなぎ、円滑な移行を支援するという趣旨になります。

(議長)

活用してもらえるような環境を作っていくということですね。

今話がありましたが、後半部分は、3歳以上の子どもについて、通常の教育・保育施設で受け入れていくということでしょうか。

分かりづらい点があるかと思います。事務局の担当者はいろいろな制度等を理解されているかと思いますが、委員から質問が出たところをみると、誤解を招くような表現があるかと思うので、検討いただければと思います。

他に何かありますか。はい、どうぞ。

(委員)

「満三歳以上限定小規模保育事業」について、整備してほしいという意見になります。

もう、保育園を建てる時代ではなく、待機児童対策についても量から質へ変わっています。0歳から2歳の小規模保育事業につきましては、0歳の待機児童が多くいた頃にできたものになります。その後、3歳以上について保育施設ができたという状況になります。これについては、過疎地域で保育園の再建をどうするかというような理由もあってできたと聞いております。

「満三歳以上限定小規模保育事業」ですと0歳から2歳までの保育施設よりも簡単にできてしまうと思います。今、「満三歳以上限定小規模保育事業」ができてしまうと、保育施設のなかには定員割れの園もありますので、園児や保育士の取り合いになります。そのため、新たに「満三歳以上限定小規模保育事業」の整備はしてほしいというのが私の意見となります。

(議長)

はい。御意見ということでしょうか。回答を求めますか。

(委員)

御検討をお願いいたします。

(議長)

よろしいでしょうか。

(事務局)

実際、令和8年4月の入所申込みの受付があり、0歳から2歳の申し込みが多く、小規模保育事業は必要だと思います。3歳以上については、私的待機を除いた待機児童はゼロであり、枠はある状況になります。そのため、市としましても、「満三歳以上限定小規模保育事業」については、募集・認可はなかなかしないという状況になります。

(議長)

わかりました。施設側からの意見と市の意見で、立場は違いますが、結果的には同じような意見ということでよろしいでしょうか。

貴重な御意見ありがとうございました。

他にございますか。

(事務局)

先ほど、**資料3**の記載事項につきまして、分かりやすい表記を検討してほしいと議長からありましたが、県への協議等の都合がありますので、この場で、この言葉をこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかというような御意見がありましたら、頂戴できればと思います。

(議長)

わかりました。

それでは、今、事務局から、この審議会の方を使って、この表現について、変更する必要があるか、皆さん変更案ありますでしょうか。

(委員)

後半について、「乳児等通園支援事業の利用から」を「乳児等通園支援事業の利用者が」に変更するのはいかがでしょうか。

この事業を利用している人が、円滑に、認定こども園や幼稚園の利用へ導けるよという意味だとわかりましたので、そのように変更するのはいかがでしょうか。

(議長)

いかがでしょうか。

(委員)

県への協議等あると思いますので、一度このまま提出をして、令和9年度に見直しをするというお話もあったので、そこで変更するでよいと思います。

(議長)

委員から提案がありましたが、県の協議は原案のまま行い、県から何かあれば、会長、副会長と事務局で相談していきたいと思います。

他の委員さんよろしいでしょうか。

〈意義なし〉

(議長)

それでは、これにて議事を終了いたします。ありがとうございました。

(事務局)

議長におかれましては、円滑な議事進行をいただきまして、誠にありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。それでは次の報告に移らせていただきます。事務局から報告をさせていただきます。

報告事項

病児・病後児保育事業について

〈事務局から資料4に基づき説明〉

〈質問・意見なし〉

(事務局)

それでは、続きましてその他に移らせていただきます。

委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

(委員)

こども計画の早期策定について、何か検討していることはありますか。

(事務局)

こども計画につきましては、国のこども大綱や県のこども計画を勘案して、市のこども計画を策定するようにとされており、法的には努力義務となっております。

茂原市としましては、こども計画を策定する予定ではありますが、時期等については現在検討している段階でございます。

(事務局)

その他によろしいでしょうか。ないようでしたら、事務局から御連絡をさせていただきます。本日の会議録は、後日送付させていただきますので、御意見等がございましたら、子育て支援課まで御連絡をお願いいたします。その後に市の公式ウェブサイトにて公表させていただきたいと思っております。

また、次回の審議会の日程について、来年度、6月下旬を予定しております。決まり次第、通知させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、長時間にわたり審議をいただきましてありがとうございました。以上を持ちまして、令和7年度第2回茂原市子ども・子育て審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。